

「福島県良好な小売商業機能が確保された誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例案（仮称）」の概要について

資料 2

平成 17 年 3 月 4 日  
福島県商工労働部  
商業まちづくりグループ

【条例制定の背景】

近年、モータリゼーションの急速な進展やバイパスをはじめとする道路網の整備等に伴い、学校や病院等の公共施設の郊外移転、大型店の郊外展開や、郊外での大規模な住宅開発が進み、まちの機能が郊外へ拡散する一方で、「まちの顔」ともいべき中心市街地は、居住人口の減少、商業活動の衰退等により、空洞化の一途をたどっています。

この傾向は、県内に限らず全国の地方都市が抱える共通の悩みであり、各地で様々な活性化策が講じられているものの、その空洞化に歯止めがかからない状況にあります。

20 世紀の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、21 世紀に入り、少子高齢化、財政の硬直化や環境への意識の高まり、さらには人口減少時代の到来など、時代背景や価値観が大きく変わる中で、これからは、環境負荷が少なく、自然と共生し、誰もが安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

しかし、特に近年、大型店の郊外への相次ぐ出店が他の大型店や飲食店の郊外出店等を誘発し、都市機能の拡散を助長する例が各地で見られ、コンパクトなまちづくりを実現する上で大きな問題となっています。

また、大型店の規模の拡大も進んでおり、複数の市町村を商圈とする大型店の出店が周辺市町村のまちづくりや住民生活に与える影響も無視できないものとなっています。

このような問題意識に基づき、県では、平成 15 年 7 月に外部の有識者等による「福島県広域まちづくり検討会」を設置し、複数の市町村を商圈とする大型店の問題を取り上げて、その出店について県が広域的な観点からどのような調整を行うべきかを中心に検討を行い、平成 16 年 3 月に「広域的なまちづくりのあり方に関する提言」を提出していただきました。

県では、この提言を県の施策として具体化するため、「福島県良好な小売商業機能が確保された誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例（仮称）」の制定を検討しています。

【条例に盛り込むべき事項】

第 1 前 文

業務、商業、教育、文化、居住などまちが有する多様な機能の中でも、小売業は、県民の日常生活に直結する必要不可欠な機能である。

本県では、これまで、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、年齢、性別、身体的能力等の違いにかかわらず、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを推進してきたが、今後は、超高齢社会の到来も視野に入れ、このようなまちづくりについて、より一層推進していくことが必要である。

しかしながら、小売業については、中心市街地における集積の低下や地域の商店街の衰退が進む一方で、大規模な小売商業施設が郊外に相次いで立地することにより、車を運転できないと日常生活に支障を来す地域が増えているなど、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現する上で大きな課題となっている。

また、小売商業施設の更なる大規模化が進む中で、その立地による影響が広域化し、立地する市町村以外の市町村のまちづくりにまで影響を及ぼしていることから、特に規模の大きな小売商業施設の立地について広域の見地から調整を行う必要性が増大している。

さらに、大規模な小売商業施設の設置等を行う小売商業事業者には、消費者である地域住民と直接接するという小売業の特性に加え、当該施設の規模の故に地域から期待される社会的責任の大きさに鑑み、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に寄与する活動を積極的に行うことがとりわけ強く求められている。

このため、県、小売商業事業者等及び県民が相互に協力し合い、良好な小売商業機能の確保を図ることにより、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、これを将来の世代に継承していくことを決意して、この条例を制定する。

## 第2 目的

良好な小売商業機能の確保の推進に関し、

県、小売商業事業者等及び県民の責務を明らかにする

基本的な方針を定める

特に規模の大きな小売商業施設の立地について広域の見地から調整するための措置を講ずる等により、良好な小売商業機能が確保された誰もが暮らしやすいまちづくりを推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## 第3 定義

各用語について定義を定める。主なものは以下のとおり。

- 1 良好な小売商業機能  
年齢、性別、身体的能力等の違いにかかわらず、すべての県民が、それぞれの生活様式に合わせて、安心して快適に買物ができる機能。
- 2 良好な小売商業機能の確保  
良好な小売商業機能について、環境負荷並びに新たな社会資本の整備及び管理の負担をできる限り増大させずに、持続可能な形で確保すること。
- 3 小売商業施設  
小売業の用に供される一の建築物。
- 4 特定小売商業施設  
次のいずれかに該当する小売商業施設。  
(1) 小売商業施設内の店舗面積の合計が一定面積(15,000㎡を想定)以上のもの。  
(2) 店舗面積の合計の算出が困難な場合にあっては、小売商業施設の延べ床面積が一定面積(25,000㎡を想定)以上のもの。
- 5 小売商業事業者  
主として小売業に属する事業を営む者及び小売商業施設を設置する者。
- 6 小売商業事業者等  
小売商業事業者及び商工会議所、商工会等のまちづくり関係団体。

## 第4 県等の責務

- 1 県の責務  
(1) 県は、良好な小売商業機能の確保の推進のための基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。  
(2) 県は、施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図り、小売商業事業者等及び県民と協働するよう努める。

## 2 小売商業事業者等の責務

小売商業事業者等は、その活動が誰もが暮らしやすいまちづくりと密接な関係にあり、当該まちづくりの推進の観点から果たすべき役割が大きいことを深く認識し、

当該まちづくりへの積極的な貢献に努める。

県が実施する良好な小売商業機能の確保の推進に関する施策に協力するよう努める。

## 3 県民の責務

県民は、生活者の視点に立って誰もが暮らしやすいまちづくりを主体的に推進していくことの重要性を深く認識し、

自ら進んで当該まちづくりに貢献するよう努める。

県が実施する良好な小売商業機能の確保の推進に関する施策に協力するよう努める。

## 第5 良好な小売商業機能の確保の推進に関する施策

### 小売商業機能確保基本方針等

#### 1 小売商業機能確保基本方針

(1) 県は、良好な小売商業機能の確保の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定める。

(2) 県は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、福島県商業まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

(3) 県は、基本方針を定めたときは、公表しなければならない。

#### 2 小売商業機能確保基本構想

(1) 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内における良好な小売商業機能の確保の推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

(2) 市町村は、基本構想を策定又は変更したときは、公表するとともに、県に写しを送付しなければならない。

#### 3 市町村の取組への支援

(1) 県は、基本方針に基づき、基本構想の策定、土地利用関係計画の策定又は変更、条例の制定その他良好な小売商業機能の確保の推進のために必要な施策を実施しようとする市町村に対し、助言その他必要な支援を行うよう努める。

(2) 県は、基本構想を策定した市町村が、当該基本構想に基づく良好な小売商業機能の確保の推進のための事業の実施を促進するため、必要な支援を行うよう努める。

### 特定小売商業施設の立地に関する広域の見地からの調整

#### 1 新設計画の届出

(1) 特定小売商業施設の新設をしようとする者は、あらかじめ、必要事項を記載した計画（以下「新設計画」という。）を、県に届け出なければならない。

(2) 新設計画には、必要な資料を添付しなければならない。

(3) (1)の届出は、特定小売商業施設の新設について法令の規定により許可等を要するときは、当該許可等に係る申請等の手続に先立って行うよう努めなければならない。

(4) 県は、(1)の届出があったときは、公告、縦覧を行うほか、立地予定市町村及び隣接市町村に対し、届出内容の送付等を行う。

## 2 周辺市町村の指定

- (1) 特定小売商業施設の立地予定市町村及び隣接市町村以外の市町村は、3～7の手続きの対象となる市町村（以下「周辺市町村」という。）としての指定を県に申請することができる。
- (2) 県は、指定をしないことについて相当の理由がある場合を除き、(1)の申請をした市町村を周辺市町村として指定する。
- (3) 県は、(2)の指定をしたときは、  
指定した旨及び新設届出の内容を申請をした市町村に通知するとともに、指定をした旨を公告する。  
立地予定市町村及び隣接市町村並びに新設計画の届出をした者（以下「新設計画届出者」という。）に対し、指定をした旨を通知する。
- (4) 県は、周辺市町村の指定をしない場合は、申請をした市町村にその旨及び理由を通知する。

## 3 説明会の開催

- (1) 新設計画届出者は、立地予定市町村内において、届出内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、隣接市町村又は周辺市町村においても、説明会を開催するものとする。
- (2) 新設計画届出者は、説明会を開催するときは、あらかじめ、日時及び場所を公告しなければならない。
- (3) 新設計画届出者は、説明会の開催日時及び場所について、県のほか、立地予定市町村、隣接市町村及び周辺市町村（以下「関係市町村」という。）の意見を聴くことができる。
- (4) 新設計画届出者は、説明会の終了後、述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を県に報告しなければならない。

## 4 市町村等の意見

- (1) 県は、新設計画届出の公告後、関係市町村に対して、新設計画に関し、良好な小売商業機能の確保の推進の見地からの意見及びその理由を聴く。
- (2) 関係市町村の区域内に居住する者、関係市町村において事業活動を行う者及び関係市町村に存する団体は、県に対して、新設計画に関し、良好な小売商業機能の確保の推進の見地からの意見を述べることができる。
- (3) 関係市町村やその住民等は、基本方針との適合等あらかじめ定められた事項を勘案して、(1)(2)の意見を述べなければならない。
- (4) 県は、(1)(2)による関係市町村やその住民等の意見等について、公告、縦覧を行う。

## 5 県の意見等

- (1) 県は、関係市町村やその住民等の意見に配慮し、基本方針との適合等あらかじめ定められた事項を勘案して、新設計画届出者に対し、新設計画に関し、良好な小売商業の確保の推進の見地からの意見を有する場合には当該意見を述べ、意見を有しない場合にはその旨を通知する。
- (2) 県は、(1)の意見を述べようとするときは、あらかじめ、福島県商業まちづくり審議会の意見を聴かななければならない。
- (3) 県は、(1)の意見又は通知について、公告、縦覧を行う。
- (4) 新設計画届出者は、県の意見が述べられた場合には、当該意見についての対応及びその理由を県に報告しなければならない。
- (5) 県は、(4)の報告を受けたときは、公告、縦覧を行う。

## 6 届出事項の変更及び新設計画の廃止等

- (1) 新設計画届出者は、特定小売商業施設を新設する日までの間に、計画を変更したときは、その旨を県に届け出なければならない。
- (2) 県は、(1)の届出があったときは、公告、縦覧を行うとともに、届出内容を関係市町村に通知する。
- (3) 新設計画届出者は、特定小売商業施設を新設する日までの間に  
新設計画を廃止した場合  
特定小売商業施設の店舗面積の合計又は延べ床面積を第3の4で定める面積未満とした  
場合  
には、その旨を県に届け出なければならない。

## 7 勧告及び公表

- (1) 県は、新設計画届出者から報告があった対応が、  
県が述べた意見を適正に反映しておらず、かつ  
当該報告に基づき特定小売商業施設の新設がなされると良好な小売商業機能の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるとき  
は、新設計画届出者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (2) 県は、(1)の勧告をしようとするときは、あらかじめ、福島県商業まちづくり審議会の意見を聴かななければならない。
- (3) 県は、(1)の勧告をしたときは、その旨を公告する。
- (4) 新設計画届出者は、県から勧告を受けたときは、遅滞なく、当該勧告についての対応及びその理由を県に報告しなければならない。
- (5) 県は、(4)の報告を受けたときは、公告、縦覧を行う。
- (6) 県は、勧告を受けた新設計画届出者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

## 8 開発行為等の着手制限

新設計画届出者は、次のいずれかの日までは、特定小売商業施設の新設予定地の開発行為等に着手してはならない。

5の(1)により県が意見を述べた場合は、新設計画届出者がその意見への対応及び理由を県に報告した日から2月を経過した日

県が意見を有しない旨を通知した場合は、その通知の日

## 9 適用除外

市街地再開発事業に係る特定小売商業施設の新設等に該当する場合には、新設計画の届出は不要とする。

## 10 その他

- (1) 新設計画届出者は、特定小売商業施設の新設をしたときは、その旨を県に報告しなければならない。
- (2) 県は、この条例の施行に必要な限度において、新設届出者に対して報告を求めることができる。

## 地域貢献活動

### 1 地域貢献活動計画

- (1) 県は、関係市町村やその住民等の意見のうち、地域貢献活動に関するものを、新設計画届出者に通知する。
- (2) 新設計画届出者は、説明会で述べられた意見や(1)の通知の内容を踏まえて、地域貢献活動の実施に関する計画(以下「地域貢献活動計画」という。)を作成し、特定小売商業施設の新設の日までに、県に報告しなければならない。
- (3) 新設計画届出者のほか、条例の施行の際現に特定小売商業施設を設置している者及び条例の施行後に小売商業施設の増築等により特定小売商業施設となる施設を設置しようとする者等は、各々、定められた期日までに地域貢献活動計画を県に報告しなければならない。
- (4) 県は、地域貢献活動計画の報告を受けたときは、その内容を公表する。

### 2 地域貢献活動協定

- (1) 県は、必要があると認めるときは、地域貢献活動計画の報告をした者に対し、当該計画の実施に関する協定を締結するよう求めることができる。
- (2) 県は、(1)の協定を締結したときは、その内容を公表する。

### 3 計画及び実施状況の報告

- (1) 特定小売商業施設を設置した者は、毎年度、  
当該年度の地域貢献活動計画  
前年度の地域貢献活動計画の実施状況  
について県に報告しなければならない。
- (2) 県は、(1)の報告を受けたときは、その内容を公表する。

## 第6 福島県商業まちづくり審議会

- 1 知事の附属機関として福島県商業まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じて、良好な小売商業機能の確保の推進に関する事項を調査審議するとともに、知事に意見を述べることができる。

## 第7 罰則規定

次のいずれかに該当する者に対する罰則を設ける。  
新設計画の届出をせず、又は虚偽の届出をして、特定小売商業施設を新設した者  
開発行為等の着手制限(第5の 8)の規定に違反した者